

セーフティネット保証制度（緊急融資制度）

（5号認定：業況の悪化している業種）

別枠保証限度額

普通保証	2億円以内
無担保保証	8,000万円以内
無担保無保証人保証	1,250万円以内

（全国的に）業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための融資制度

【対象中小企業者】以下のいずれかの要件を満たす中小企業者

- × 指定業種に属する事業を行っており、最近3ヶ月間の平均売上高等が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者。
- × 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できない中小企業者。
- × 指定業種に属する事業を行っており、最近3ヶ月間（算出困難な場合は直近決算期）の売上総利益率または平均営業利益率が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者

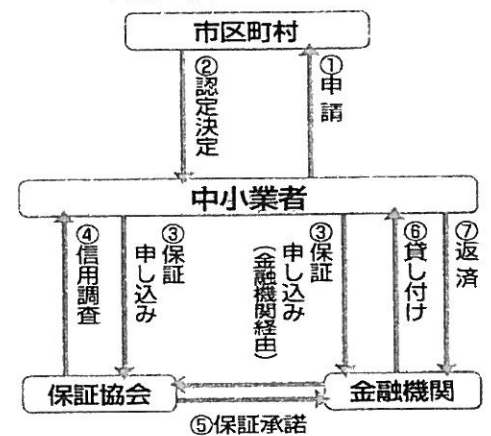
融資までの流れ

事業所の所在する市町村の担当課（商工担当課等）の窓口にて認定申請書を提出し、認定を受けます。その後、金融機関や信用保証協会にて認定書等必要書類を持って融資を申し込みます。

【認定を受けるための提出書類】

- ①認定申請書
- ②売上額内訳書
- ③売上高確認書類（試算表または帳簿写し）
- ④登記簿謄本（法人）※個人は業種が確認できる書類

セーフティネット保証制度申請の流れ



中企庁が回答

● 赤字決算でも、大丈夫

中小企業庁は、審査の際に複数決算期で赤字でも中小業者の経営実態や特性を十分に踏まえた上で、判断・対応するよう通知を出しています。

● 税金の分納中でも、大丈夫

制度融資では、税金の完納が条件になっていますが、中小企業庁や信用保証協会は、分納し、完納の見通しがあれば、税金の滞納があっても「積極的に相談に応じるように」と見解を示しています。

● 条件変更していても大丈夫

信用保証協会は、月々の返済額を減額していても返済していれば保証は可能と回答しています。